

根浜海岸観光施設条例

○根浜海岸観光施設条例

平成31年3月15日

条例第2号

(設置)

第1条 豊かな自然と文化を活かした観光振興を推進し、地域の活性化を目指すとともに、市民及び観光客にレクリエーション活動及び憩いの場を提供するため、根浜海岸観光施設(以下「観光施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 観光施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 根浜海岸観光施設
- (2) 位置 釜石市鶴住居町第21地割23番地1外
(令4条例18・一部改正)

(呼称)

第3条 市長は、観光施設の全部又は一部について、呼称を定めることができる。

2 市長は、前項の規定により呼称を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

(指定管理者による管理)

第4条 観光施設の管理は、指定管理者に行わせることができる。

(休業日)

第5条 観光施設の休業日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

(使用時間)

第6条 観光施設の使用時間は、別表1のとおりとする。ただし、市長が必要であると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(令4条例18・一部改正)

(使用の許可)

第7条 観光施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 市長は、前項の許可に当たり、管理上必要があると認めたときは、その使用について条件を付すことができる。

(令4条例18・一部改正)

(使用の制限)

根浜海岸観光施設条例

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、観光施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 観光施設の施設又は設備を損傷するおそれのあるとき。
- (3) 観光施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (5) その他市長が観光施設の管理上適当でないと認めるとき。

(令4条例18・一部改正)

(使用料)

第9条 観光施設の使用料は、別表2に掲げる額(観光施設の附属設備にあつては、規則で定める額)とする。

2 使用者は、使用の許可を受けた際に前項の規定による使用料に消費税額及び地方消費税額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を市長に納付しなければならない。

3 市長は、特別な理由があると認めるときは、前項に規定する使用料の納付期日を別に指定することができる。

(令4条例18・一部改正)

(利用料金)

第10条 市長は、第4条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別表2に掲げる額の範囲内で利用料金を定めるものとする。

3 利用者は、利用の許可を受けた際に前項に定める利用料金に消費税額及び地方消費税額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を指定管理者に納付しなければならない。

4 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、前項に規定する利用料金の納付期日を別に指定することができる。

(令4条例18・全改)

(使用料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額又は免除することができる。

- (1) 市が主催する事業に使用するとき。

根浜海岸観光施設条例

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)、精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他規則で定めるものが使用するとき。

(3) その他市長が適当と認めるとき。

(令4条例18・全改)

(使用料の不還付)

第12条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(令4条例18・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条に規定する使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則その他の規定に違反したとき。

(2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 災害その他不可抗力により観光施設の運営上、緊急やむを得ない理由が発生したとき。

(5) その他必要と認めるとき。

(令4条例18・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第14条 観光施設の管理について、第4条の規定による指定を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をした者に通知するものとする。

(1) 平等な利用が確保されること。

(2) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(3) 根浜地区のにぎわいの創出が図られること。

(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有していること。

3 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(令4条例18・一部改正)

(指定管理者による管理の基準)

根浜海岸観光施設条例

第15条 指定管理者は、法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に管理しなければならない。

(指定管理者の業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 観光施設の利用の許可に関する業務
- (2) 観光施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 根浜地区のにぎわいの創出に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、観光施設の設置の目的を達成するために市長が必要と認める業務

2 第4条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第5条から第8条まで及び第11条から第13条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第4条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第11条、第12条及び別表2中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(令4条例18・一部改正)

(事業報告書の提出)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、次の事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。なお、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときも、同様とする。

- (1) 業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) その他市長が必要があると認めた事項

(禁止行為)

第18条 使用者は、観光施設において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること及び印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (2) 観光施設の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失すること。
- (3) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をすること。
- (5) 指定された場所以外で喫煙又は火気を使用すること。
- (6) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、観光施設の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(令4条例18・追加)

(損害賠償の義務)

根浜海岸観光施設条例

第19条 指定管理者及び使用者は、自己の責めに帰すべき理由により観光施設の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところによりこれを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(令4条例18・旧第18条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第20条 指定管理者及び観光施設の業務に従事している者は、観光施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は観光施設の業務の従事を退いた後においても同様とする。

(令4条例18・旧第19条繰下・一部改正)

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令4条例18・旧第20条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和元年7月規則第3号の2で、同元年7月1日から施行)

(準備行為)

2 第14条の規定による指定の手続き及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(令和4年6月28日条例第18号)

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

別表1(第6条関係)

(令4条例18・一部改正)

観光施設の名称	使用時間
レストハウス	午前9時から午後7時まで
多目的広場	午前9時から午後6時まで
オートキャンプ場	午前0時から翌日午前0時まで
駐車場	午前0時から翌日午前0時まで
フリーサイトキャンプ場	午前0時から翌日午前0時まで

別表2(第9条関係)

(令4条例18・一部改正)

(1) レストハウス使用料

根浜海岸観光施設条例

区分		金額(1時間につき)
多目的ホール(全面) (貸し切り使用)	営利使用	1,000円
	非営利使用	500円
多目的ホール(1/2面) (貸し切り使用)	営利使用	500円
	非営利使用	250円
畳スペース (貸し切り使用)	営利使用	250円
	非営利使用	150円
キッチン (貸し切り使用)	営利使用	600円
	非営利使用	300円

(2) 多目的広場使用料

区分		金額(1時間につき)	
		一般	高校生以下
全面(貸し切り使用)	営利使用	20,000円	10,000円
	非営利使用	5,000円	2,500円
1/2面(貸し切り使用)	営利使用	10,000円	5,000円
	非営利使用	2,500円	1,250円

(3) オートキャンプ場使用料

区分	単位	金額
オートキャンプサイト (1泊)	1区画(大)につき	8,000円
	1区画につき	4,000円
	電源を使用する場合	500円
オートキャンプサイト (日帰り)	1区画(大)につき	4,000円
	1区画につき	2,000円
	電源を使用する場合	500円

備考

- 1 「1区画(大)」につき、2車両、定員12人までとする。
- 2 「1区画」につき、1車両、定員6人までとする
- 3 宿泊は、午後3時から最終日の午前10時までとする。
- 4 日帰りは、午前9時から午後5時までとする。

(4) 駐車場使用料

区分		金額(1時間につき)
駐車場	営利使用	1m ² 当たり20円

根浜海岸観光施設条例

非営利使用	無料
-------	----

(5) フリーサイトキャンプ場使用料

区分		金額	
		宿泊(1泊につき)	日帰り
テント(タープ含む。)1張り	営利使用	3,000円	2,000円
	非営利使用	1,500円	1,000円
団体(1団体50名まで)	営利使用	40,000円	20,000円
	非営利使用	20,000円	10,000円
個人	中学生以上	500円	
	小学生	250円	

備考

- 1 未就学児以下は、無料とする。
- 2 宿泊は、午後3時から最終日の午前10時までとする。
- 3 日帰りは、午前9時から午後5時までとする。